

「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください！



2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師について、業界別の取組や国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。

働き方改革をすすめるために。。。



- ・ 荷待ち時間を削減し、トラックドライバーが決められた時間内で配送を行えるようにする
- ・ 宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する
- ・ P AやS Aの駐車場のルールを守る
- ・ 著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える など

わたしたちにできることがあります！

はたらきかたススめ



←是非ご覧ください！→



愛知労働局・県下労働基準監督署

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コースのご案内

令和6年4月1日に、建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されました**。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減など環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例（建設業、運送業の場合）

【建設業の事例】

【運送業の事例】

企業の課題

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

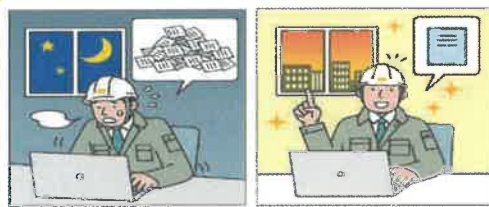
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

土木工事積算システムを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入など成果目標の達成状況に応じて取組の実施に要した経費の一部を**最大1000万円**（業種による）まで助成します。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切：11月29日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（事業実施は、令和7年1月31日（金）まで）

労働局に支給申請

（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日（金）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、下記にお尋ねください。



愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）まで

問合せ先：052-857-0313

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら

[\(https://www.jgrants-portal.go.jp/\)](https://www.jgrants-portal.go.jp/)

